



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

・長崎県知事管理漁獲可能量

所管課(室)名
漁業振興課

告 示

長崎県告示第342号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、長崎県において知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項
令和7年7月1日から令和8年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。
【まさば及びごまさば】 36,900トン
【ぶり】 101,000トンの内数
- 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項
令和7年7月1日から令和8年6月30日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。
【まさば及びごまさば】
長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業 33,900トン
長崎県まさば及びごまさばその他漁業 現行水準
【ぶり】
長崎県ぶり漁業 101,000トンの内数

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
(八九五)
二二一
二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト
クイック
プリン
ト